

# 糸魚川ジオパーク・マスコットキャラクター着ぐるみ等使用要領

## 1 目的

この要領は、世界認定された「糸魚川ジオパーク」を広く市内外にPRすることを目的に、糸魚川市（以下「市」という。）が作成した糸魚川ジオパーク・マスコットキャラクターの着ぐるみ等（以下「着ぐるみ等」という。）の使用について必要な事項を定める。

## 2 使用対象物品

- (1) 着ぐるみ「ジオまる」 1体
- (2) 着ぐるみ「ぬーな」 1体
- (3) のぼり旗 10本

## 3 使用対象者

市内の各種団体、その他、糸魚川市長（以下「市長」という。）が適当と認める者とする。

## 4 使用対象イベント

- (1) 市が共催するイベント
- (2) 糸魚川ジオパークのPR効果が期待されるイベント

## 5 使用方法

- (1) 着ぐるみ等の使用を希望する者（以下「使用者」という。）は、糸魚川市産業部商工観光課ジオパーク推進室（以下「ジオパーク推進室」という。）に使用状況を確認の上、使用申請書（別紙1）を市長へ提出するものとする。
- (2) 市長は、前項による申請が適当と認められるときは、使用者に対して着ぐるみ等の使用を承認するものとする。  
なお、同一時期に複数の申請があった場合は先着順とする。
- (3) 使用者は、ジオパーク推進室から直接受取り、直接返却することを原則とし、かかる費用は使用者の負担とする。
- (4) 使用者は、使用状況について、写真等の使用実績報告を市長に提出するものとする。

## 6 使用期間

原則として、5日以内とし、使用後は速やかに返却する。

## 7 貸出料金

無料とする。

## 8 損害賠償

使用者が、着ぐるみ等を破損・汚損した場合、その修繕等にかかる費用は、使用者負担とする。

## 9 その他

- (1) 使用者は、着ぐるみ等を使用して、営利目的の活動を行ってはならない。ただし、企業が社会貢献を目的として行う活動はこの限りではない。
- (2) 使用者は、着ぐるみ等を使用して、糸魚川ジオパークが特定の個人、政党、宗教団体を支援又は公認している誤解を招くおそれのある活動をしてはならない。
- (3) 使用者は、着ぐるみ等を第三者に転貸してはならない。
- (4) 使用者は、着ぐるみの使用及び使用後の手入れについて、別紙2の注意事項により取り扱わなければならない。
- (5) その他、この要領に定めのない事項は、使用者と市が協議して決定する。

### 附 則

この要領は、平成 21 年 12 月 18 日から施行する。

### 附 則

この要領は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

### 附 則

この要領は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。